

7. サービスの重要事項

援助内容	内 容
食事の援助	<p>1) 栄養士によるバランスが取れ、身体の状態に配慮した食事を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嚙む、飲み込みなどの状態に合わせて、①普通食 ②きざみ食 ③超きざみ食 ④ミキサー食 ⑤流動食など、食べやすい形態に調理します。 ・ 体調などに応じて、①普通食 ②軟飯 ③粥食 ④糖尿食 ⑤減塩食など、各食を準備します。 <p>2) できる限り利用者自身で食べる事ができるように、スプーン・フォーク・軽量食器など必要な道具や器具を準備します。</p> <p>3) 嗜好調査を定期的におこない、食べられない品物や嫌いな品物は別の品物に変更するなど、利用者の嗜好にあった食事を提供します。</p> <p>4) 食事を美味しく楽しく食べる事ができるように、季節ごとのイベント食や、温かいものは温かく冷たいものは冷たく、また、食堂の雰囲気作りにも配慮して提供します。</p> <p>5) 利用者の希望により、ホールや居室など食事の場所を選択できるように援助します。</p> <p>(食事時間) 朝 食 8 : 0 0 ~ 昼 食 1 2 : 0 0 ~ 夕 食 1 7 : 3 0 ~</p>
排泄の援助	<p>1) おむつはできる限り使用しないようにします。</p> <p>2) 排泄感覚がなくなっても「濡れたら換える」「濡れる前にトイレへ誘導する」という排泄の基本に徹し、排泄の自立を考えた適切な援助を行います。</p> <p>3) 安易に緩下剤を使用せず、利用者にあった排泄誘導や食べ物などを工夫し自然排便を促します。</p> <p>4) やむを得ずおむつを使用している利用者へは、排泄状態にあわせたおむつを使用し、定時交換をおこなうほか、必要に応じて随時交換をします。</p>

入浴の援助	<ol style="list-style-type: none"> 1) 1週間に2日以上の入浴を確保します。 2) 利用者の身体の状態にあわせた入浴方法で、安全で安心して入浴できるようにします。 3) 発熱などでやむを得ず入浴ができなかった利用者へは、入浴日を変更する、清拭などおこない身体の清潔を保てるようにします。 4) 着替えや洗髪、洗身などできない部分は、必要なお手伝いをします。
身辺の援助	<ol style="list-style-type: none"> 1) 自立を考えた上での朝夕の着替えの援助をおこないます。「時」「場所」「目的」にあった服装を心がけ、汚れた時点で交換します。 2) シーツなどの寝具の交換は、最低週1回以上おこないます。また、シーツなどのしわや汚れが無いように留意し、適時ベッドメイキングをします。 3) 目脂などがついたままにはせず、洗顔や清拭の援助をおこないます。 4) 手指が汚れたままにはせず、手洗いや消毒など清潔を保つように援助をおこないます。 5) 爪切り、耳掃除、髭剃り、理容など身だしなみを整えるように援助をおこないます。 6) 口腔内の清潔を保つように、歯磨きやうがいなどの援助をおこないます。 7) ベッド周囲などの居住スペースは、清潔な状態を保つように掃除等の援助をおこないます。 8) 車椅子、眼鏡、補聴器などの補助器具は、適切で正常に使用できるように援助します。
健康管理・促進の援助	<ol style="list-style-type: none"> 1) 嘱託医師による診察日を週に2日設けます。また、利用者の状態に合わせた往診をおこないます。 2) 嘱託医師の指示のもと、看護職員が健康管理をおこない、適切な処置をおこないます。 3) 嘱託医師の他、協力医療機関等への定期的な受診や往診への対応もおこないます。 4) 医療機関への受診や入退院の際は、送迎をおこないます。 5) 利用者・ご家族等の合意により適切な健康管理をおこないます。 6) 利用者に必要な機能訓練や遊びリテーション等のプログラムを提供します。

コミュニケーション	<p>1) コミュニケーションを大切にし、利用者と援助者として節度のある関係を築きます。</p> <p>2) 利用者及びご家族の相談・悩み等に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行います。</p> <p>(相談窓口) 生活相談員 浦岡健一</p>
余暇活動の援助	<p>1) レクリエーションや趣味活動など、様々な活動の支援及び援助をおこないます。</p> <p>2) 利用者が希望する場所への外出や外泊をおこないます。</p> <p>3) 社会活動の一環として、地域で催される行事へは利用者と共に参加します。</p>
外出・外泊等の援助	<p>1) 外出・外泊時、業務上可能な限り送迎をおこないます。ただし、外出先によっては通行料及び燃料費を実費負担していただく場合があります。</p> <p>2) 外出・外泊を希望する場合は、予め職員へ相談及び連絡をしていただき、所定の届出書（一時帰省願い）へご記入下さい。</p>
看取り介護	<p>1) 利用者が希望される場合、当施設での看取り介護をおこないます。</p> <p>2) 主治医の診断のもと、家族、主治医、看護職員、介護職員等で協働し、利用者の苦痛を可能な限り緩和し、その方なりに充実して生き抜くことができるよう、尊厳の保持に配慮しながら終末期の介護をおこないます。</p> <p>3) 詳細の内容等は、別添の「看取りに関する指針」を参照下さい。</p>
<p>以下は介護保険適用外のサービスとなります。</p>	
理美容サービス	<p>理容免許所持者が、第1・3木曜日に散髪をおこないます。</p>
外食等の外出	<p>一泊旅行や入所者の要望による外食等の外出行事をおこないます。</p>
その他	<p>介護保険給付サービスには該当せず、実費負担が妥当と判断するもの。</p>